

Title	『日本十進分類法新訂 10 版』の検討(その(18))：積み残された課題(3)
Author	前川, 由実子 / 北, 克一
Citation	情報学. 13 卷 2 号, p.103-109.
Issue Date	2016
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(18)

— 積み残された課題 3 —

A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition Pt.18

- Challenges that Remain: III -

前川由実子[†]、北 克一^{††}

MAEKAWA Yumiko, KITA Katsuichi

概要：日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の『日本十進分類法新訂 9 版』の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、3 分法について、検討を進めた。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC、3分法

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC, Three Categories

1. はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法新訂 10 版』(以下、『NDC10』、以下、他版も同様)が刊行された¹。1995 年 8 月刊行の『NDC9』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。本稿では多面的な検討内容の内、『NDC10』の「3 分法の展開」について検討を進める。

2. 『NDC10』における 3 分法の適切性

『NDC10』では日本、東洋、西洋という 3 分法の展開が、各所で採用されている。この 3 分法は『NDC9』を引き継いだものであるが、本稿においては『NDC10』を対象にこの 3 分法の具体的な展開を確認し、その 3 分法展開の適否を検証する。

2.1 「100 哲学」における 3 分法

『NDC10』では、「100 哲学」の構成は次のようになっている。

100 哲学

<110 / 130 哲学>

*哲学各論は、111 / 188 に収める

*各国の哲学・思想は、120 / 139 に収める

...

<120 / 130 各国の哲学・思想>

110 哲学各論

120 東洋思想

121 日本思想

122 中国思想・中国哲学

...

126 インド哲学・バラモン教

129 その他の東洋思想・アジア哲学

.1 朝鮮思想

.3 その他のアジア諸国の哲学

.7 イスラム哲学[アラビア哲学]

[.8] ユダヤ哲学 →139.7

130 西洋哲学

131 古代哲学

132 中世哲学

133 近代哲学

134 ドイツ・オーストリア哲学

135 フランス・オランダ哲学

前川由実子[†] 関西大学等非常勤

北 克一^{††} 相愛大学

- 136 スペイン・ポルトガル哲学
- 137 イタリア哲学
- 138 ロシア哲学
- 139 その他の哲学
 - .3 その他の西洋諸国の哲学
 - .4 アフリカ諸国の哲学
 - .6 中南米諸国の哲学
 - .7 その他の諸国の哲学

第一に、哲学における3分法を確認しておく。

- 120 東洋思想
 - 121 日本思想
 - 122 中国思想、中国哲学
 - 126 インド哲学、バラモン教
 - 129 その他の東洋思想、アジア哲学
 - .1 朝鮮思想
 - .3 その他のアジア諸国の哲学
 - .7 イスラム哲学[アラビア哲学]
- 130 西洋哲学

このように<120 / 130 各国の哲学・思想>は、日本、東洋、西洋という本来の形での3分法ではない。

形式的な構造的としては、「120 東洋思想」、「130 西洋哲学」に二分している。そして、「120 東洋思想」の下位区分に、「121 日本思想」、「122 中国思想、中国哲学」、「126 インド哲学、バラモン教」、「129 その他の東洋思想、アジア哲学」の4区分が並列している。これについての疑問点を列挙しておく。

(1) 「120 東洋思想」とその下位区分

1) 第一には、なぜ日本、中国、インドの3つのみが、東洋思想の直近の下位区分に展開されているかが、不明な点である。

日本国内の出版物点数という文献的根拠によるものか、それとも他の要因によるのか、などが判らない。「序説」等において、明確な説明を求めたい。

2) 「129 その他の東洋思想、アジア哲学」

「129 その他の東洋思想、アジア哲学」では、その下位区分に、「.1 朝鮮思想」、「.3 その他のアジア諸国の哲学」、「.7 イスラム哲学[アラビ

ア哲学]」の3区分を持つ。

この3つの下位区分の第2番目に「.3 その他のアジア諸国の哲学」があることにより、「129 その他の東洋思想、アジア哲学」の内、アジア諸国の哲学は、「.1 朝鮮思想」及び「.3 その他のアジア諸国の哲学」で閉じているように考えられる。

仮にそうであるならば、「.7 イスラム哲学[アラビア哲学]」の位置づけはどのようになるのか。使用している記号法及び分類項目のインデクション等からでは、明らかに「129 その他の東洋思想、アジア哲学」の下位区分である。

しかし概念の包摂範囲として、イスラム哲学[アラビア哲学]は、東洋思想やアジア哲学の下位概念ではない。

3) 分類項目名の名辞に、「思想」、「哲学」、「教」を使用している。なぜ、同語を「哲学」に統一できないのか、疑問に思う。

ちなみに、関連索引を確認したら、日本思想、日本哲学とともに分類記号は121が、中国思想、中国哲学とともに分類記号122があった。朝鮮思想は分類記号129.1があったが、朝鮮哲学は関連索引に収録されていない。

なお、「130 西洋哲学」及び「139 その他の哲学」においては、分類項目名における語彙は、すべて「哲学」を使用している。

(2) 「130 西洋哲学」の下位区分

1) 「130 西洋哲学」においては、まず、「130.2 西洋哲学史」の下位区分を見る。

130.2 西洋哲学史

[.23] 古代 →131

[.24] 中世 →132

[.26] 近代 →133

これにより、西洋哲学史は記号法的には、いびつな構成をもつことになる。次である。

130.2 西洋哲学史

131 古代哲学

132 中世哲学

133 近代哲学

よって、<131 / 133 西洋哲学史時代区分>と理解される。

また、「130.2 西洋哲学史(一般)」は、「130 西洋哲学」の形式区分であるから、「130.2 西洋哲学史<一般>」と「131 (西洋)古代哲学」との間には、「130 西洋哲学」の形式区分が列挙することになる。明らかに、主題配列の破綻である。

原因は、「130.2 西洋哲学史」の下位区分である「.23 古代」、「.24 中世」、「.26 近世」を、それぞれ記号法上、「131 古代哲学」、「132 中世哲学」、「133 近代哲学」へと「短縮」したことによる。

なお、この西洋哲学では、「近世」を設けずに、「132 中世哲学」を15世紀まで、「133 近代哲学」を16世紀以降としている。

2) <133 / 139 西洋近代哲学>

一方、中間見出し<133/139 西洋近代哲学>のもとに、次の西洋近代哲学が展開されている。(下線は筆者)

- 133 近代哲学
- 134 ドイツ・オーストリア哲学
- 135 フランス・オランダ哲学
- 136 スペイン・ポルトガル哲学
- 137 イタリア哲学
- 138 ロシア哲学
- 139 その他の哲学
- .3 その他の西洋諸国の哲学
- .4 アフリカ諸国の哲学
- .6 中南米諸国の哲学
- .7 その他の諸国の哲学

ここで、「139 その他の哲学」の下位区分を見ると、「.4 アフリカ諸国の哲学」、「.6 中南米諸国の哲学」、「.7 その他の諸国の哲学」があることから、中間見出し<133/139 西洋近代哲学>は、<133/139.3 西洋近代哲学>という内実であることが判明する。

3) 「133 近代哲学」

133 近代哲学

- *西洋近代哲学<一般>はここに収める
- *別法：130.26

.1 イギリス哲学

(以下、イギリス哲学の時代区分)

.9 アメリカ哲学 →：113.6

このように「133 近代哲学」は、西洋近代哲学<一般>を収めるとともに、「.1 イギリス哲学」、「.9 アメリカ哲学」という英米圏の個別の地域哲学を収めるという、二重性を持っている²。

4) 「139 その他の哲学」－「.7 その他の諸国の哲学」

「.7 その他の諸国の哲学」とは、具体的に何を指すのか。

「各類概説」で各国の哲学・思想における列挙順序は、「各国の哲学・思想は、地域、時代、学派、個々の哲学者の順序で列挙されている」³と解説をしている。

しかし、「133.1 イギリス哲学」から「139.6 中南米諸国の哲学」までに列挙された哲学以外の「地域、時代、学派、個々の哲学者」はどこに存在するのか⁴。

「.7 その他の諸国の哲学」について、その注記も含めて確認をしておこう。

139 その他の哲学

・・・

.7 その他の諸国の哲学 →：150.24

*近代、およびユダヤ哲学<一般>は、ここに収める；イブン・マイムーンなどのユダヤ中世哲学は、132.29に収める

*別法：ユダヤ哲学 129.8

ここで、第一注記の主語である「近代、およびユダヤ哲学<一般>は、」の「近代」の部分が意味が取りづらい。「その他の諸国の哲学は、近代はここに収める」の意味であるならば、近代以外の、その他の諸国の哲学は、どこに収められるのか。疑問が残る。

2.2 「289 個人伝記」における3分法

「289 個人伝記」における3分法は、日本、東

洋、西洋およびその他、という典型的な三分法である。本表よりの引用で示す。

289 個人伝記

*出身国、もしくは主な活動の場と認められる国により、地理区分してもよい；または、次のように三分してもよい。1 日本人、2 東洋人、3 西洋人およびその他

このように、「289 個人伝記」では第一の区分軸は、「出身国、もしくは主な活動の場と認められる国」による地理区分である。代替の選択肢として、日本(人)、東洋(人)、西洋(人)およびその他、という三分法が示されている。

ただ、社会のボーダレス化が進行する中で、日本(人)という定義のアイデンティティも揺らぎだしている。日本(人)とは出生、国籍、人種、文化などさまざまな要素が考えられるが、それが揺らぎだしている⁵。

また、東洋(人)という範囲は、より曖昧である。狭義には、日本、中国、朝鮮を指す言葉でもあったが、広くはインド以南を指すこともある。一般には、東アジア地域と介されている⁶。

2.3 <521 / 523 様式別の建築>における3分法

520 建築

521 日本の建築

522 東洋の建築、アジアの建築

523 西洋の建築、その他の建築

.1 /.7 各国の建築

*日本、東洋、西洋およびその他の様式にわたる建築史は、520.2の下に収める

<521 / 523 様式別の建築>と中間見出しがあるように、「521 日本の建築」から、「523 西洋の建築、その他の建築」までは、日本、東洋、西洋ほか、という地理区分による3分ではなく、建築の様式によって、3分されている。

この点は、「523 西洋の建築、その他の建築」の下位区分に、「.1 /.7 各国の建築」があることで、容易に理解ができる。すなわち、「.1 /.7 各国の建築」は、各国にある西洋(様式の)建築である。

2.4 「596 食品、料理」と「673 商業経営、商店」における3分法

まず、「596 食品、料理」の概要を引用で示す。(下線は筆者)

590 食品、料理 →:498.5

.2 様式別による料理法、献立

.21 日本料理

.22 アジアの料理：中国料理、朝鮮料理、インド料理

.23 西洋料理、その他の様式の料理

.3 材料別による料理法

.33 肉料理

.35 魚介料理

.37 野菜料理

.38 麺類

.4 目的による料理

(以下、略)

「596 食品、料理」では、料理が「.2 様式別による料理法、献立」に区分されている。3区分は、「.21 日本料理」、「.22 アジアの料理」、「.23 西洋料理、その他の様式の料理」である。

この3分法では、料理の様式が日本、アジア、西洋及びその他の様式に3分される。

「.23 西洋料理、その他の様式の料理」では、日本料理、アジアの料理を除くすべての様式の料理は、ここに収められる。

なお、「.3 材料別による料理法」があるが、「.2 様式別による料理法、献立」と明らかに交差分類をきたしている。ただし、「596 食品、料理」の注記「*様式と材料にまたがる場合は、様式を優先して分類する」により、これを回避している。

また、「.3 材料別による料理法」の下位区分に素材別による料理法が、「.33 肉料理」から「.38 麺類」まで4種類が列挙されているが、すべての料理素材の種別が列挙されているわけではないので、少なくとも「.39 その他素材」は必要であろう。

次に、「673 商業経営、商店」を引用する。(下線は筆者)

673 商業経営、商店

.9 サービス産業

- .97 飲食店：食堂，レストラン
- .971 日本料理店：すし屋，うどん屋，そば屋
- .972 アジア料理店：中国料理店，朝鮮料理店，インド料理店
- .973 西洋料理店
- .974 その他の料理店
(以下、略)

「673.9 サービス産業－.97 飲食店」では、「.971 日本料理店」、「.972 アジア料理店」、「.973 西洋料理店」に3分している。ただし、「.974 その他の料理店」と、3分以外の様式による料理店を別途に設けている。この意味では、「673.9 サービス産業－.97 飲食店」では、料理の種別による区分は、四区分である。

このように同じ飲食関係でも、「596 食品.料理」では、料理が「.21 日本料理」、「.22 アジアの料理」、「.23 西洋料理.その他の様式の料理」に三分されている。一方、「673.9 サービス産業－.97 飲食店」では、料理の種別による区分は、記号法上では、4区分である。「その他」の取り扱いが相違をもたらしている。

しかし、この相違を説明する論理的な根拠はない。

2.5 「728 書.書道」、「022 写本.刊本.造本」 最初に「728 書.書道」を引用する。

- 728 書.書道
 - .21 日本
 - *個人(日本人)の書跡集は、ここに収める
 - .22 中国
 - *個人(中国人)の書跡集は、ここに収める
- (以下、略)

「728 書.書道」では、区分肢が「.21 日本」、「.22 中国」の2区分しか展開していない。隣国の韓国等にも書.書道は存在する。また、書.書道を用具として墨、筆を前提にした書.書道に限定しているが、カリグラフィー関係も書.書道ではないのだろうか⁷⁾。

一方、「022 写本.刊本.造本」では、趣がこれと異なる。引用で確認をしておく。(下線は筆者)

- 022 写本.刊本.造本
 - .2 写本：様式，書風 →：202.9；728
 - .21 日本
 - .22 東洋：朝鮮，中国
 - .23 西洋.その他

このように「022 写本.刊本.造本」では、「.2 写本：様式，書風」の下に、「.21 日本」、「.22 東洋：朝鮮，中国」、「.23 西洋.その他」と3分法が採用されている。

以上、2つの「書」関係箇所を検討したが、文化的な扱い範囲が異なっていた。

『NDC10』においては、「728 書.書道」だけでなく、一般的に中国古来、及び、日本での独自発展を遂げたと考えられる諸芸ジャンルにおいては、様式による下位区分展開、または地理区分展開の「意欲」が乏しいようである⁸⁾。

3. まとめ

以上、駆け足で『NDC10』における3分法を検討してきた。

その結果判明したことは、対象主題によって主題の下位主題による細区分を行っている主題があった。例えば、「100 哲学」、「520 建築」、「596 食品.料理」、「673.97 飲食店」などが該当する。

一方、「289 個人伝記」や本稿で個々に取り上げなかった少なからぬ主題では、日本、東洋、西洋ほか、という3分法がある。また、こうした3分法に替えて、地理区分指示を行っている主題は多い。

『NDC10』における課題は、こうした異なる細区分展開に、論理的、統一的な規則性を見いだせなかった点にある。

また、3分法を採用している主題でも、日本、東洋、西洋以外の様式等の扱いが、「西洋その他の○○」と3分法に収めている主題、独立して「その他の○○」と第4の区分を展開している主題など、個々に分かれていた。

また、「東洋.アジア」の概念範囲が、主題によって異なっていた。例えば、「100 哲学」において

は、「東洋思想」の範囲が日本思想、中国思想、朝鮮思想から、イスラム哲学[アラビア哲学]にまでの広範な範囲に及んでいる。

一方、「596 食品・料理」では、「596.21 日本料理」、「596.22 アジア料理」、「596.23 西洋料理・その他の様式の料理」と3分法で区分されている。

なお、「食品・料理」の近接概念を扱う「673.97 飲食店」では、「673.974 その他の料理店」として、第4の区分肢が展開されていた。

『NDC10』における分類委員会の議事録を管見した範囲では、特に文献的根拠に依拠されたようでもない。

将来の改訂時には、論理的整合性を高めつつ、文献的根拠にも配慮して、「交通整理」が行われることを望みたい。

4. さいごに

『NDC10』に関して、積み残したと考えられる課題について取り上げた。主旨は『NDC10』の論理性、透明性の向上を願ってのことである⁹。

本稿では特に、3分法等に焦点をあてて検討を進めた。今回、3分法等を検討するにおいて、分類表構成の難しさを改めて学習することができた。

今後も、『NDC10』を使用し、『NDC10』に馴染む中で、他の箇所においても、さまざまな疑問が起こることが考えられる。その時にはいったん立ち止まり、分類法の基礎に立ち返って考察を進めたい。

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の分類委員会報告」に記されている。

引用文献

1 もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法新訂 10 版』日本図書館協会, 2014.

2 これについては、次で「各国の哲学・思想での列挙順序」を検討した。併せて、ご参照いただきたい。

川瀬綾子、米谷優子、村上泰子、北 克一 『日本十進分類法の検討 その(6)―1 類 哲学―』

『情報学 = Journal of Informatics』

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/739/716>

[確認: 2016 年 9 月 20 日]

3 『NDC10』、「本表・補助表編」の「各類概説」p.36.

4 地域的には、オーストラリア、ニュージーランド及びカナダを想起するが、文化的にはカナダ(ケベック州)を除いては、アングロサクソンの文化圏である。

以外では、太平洋、大西洋の島嶼群の地域が残る。

5 すでに国籍条項では、両親のどちらかが日本国籍を有していれば、その間に生まれた子供は日本国籍を取得できる。

6 東南アジア周辺までは、東洋の範囲に思えるが、中国領土の北部周辺地帯や西部周辺地帯などは、東洋という範囲を逸脱している。

7 カリグラフィー

カリグラフィー(ギリシア語: $\kappa\alpha\lambda\lambda\iota\gamma\rho\alpha\phi\acute{\iota}\alpha$) は西洋や中東などにおける、文字を美しく見せるための手法。字を美しく見せる書法という面は日本の書道など東洋の書と共通する部分があるが、筆記にペンまたはそれに類する道具を用いているため、毛筆を使用する書道とは表現されたものが異なる。

記録媒体としての羊皮紙が高価であるため、文を残す際により多くの文字を紙に詰め込みつつ、より美しい表現を試みた結果、発明された。

カリグラフィーでデザインされるものはアルファベットだけでない。イスラム圏ではコーランの一部をカリグラフィーを用いて書いたタペストリーが見られるなど、文字を美しく見せる書法が発達している(アラビア書道)。

アラビア書道であらわされる文字はアラビア語に限定されるが、イスラム圏においてはもう一か国、イランにおいてもカリグラフィーは非常に盛

んであり、ペルシア書道と呼ばれる。ペルシア書道はペルシア語で書かれることを基本とし、ナスタアリーク体をはじめとする様々な書体を生み出した。

インドにおいても様々な文字による書法が盛んである(インドのカリグラフィー)。

活版印刷の発明後も、さまざまなフォントのデザインにカリグラフィーは影響を与えた。印刷物の章の頭の1文字で、カリグラフィーの手法でデザインされた通常の活字より大きなものを用いることがあり、直接ペンで描写するもの以外にも応用されている。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AB%E3%83%AA%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%95%E3%82%A3%E3%83%BC>

[確認: 2016 年 9 月 20 日]

8 例えば、茶道の展開は「791.2 茶堂史. 茶人伝」までであり、「793 花道[華道]」も「793.2 花道史. 花道家伝」までである。「香道」は展開がない。

なお、「793 花道[華道]」では、次の注記があり、諸外国の諸芸への目配りの萌芽が感じられる。

*花卉装飾<一般>は、ここに収める

*フラワーデザインは、ここに収める

9 諸『NDC』において、主題概念の階層性を記号の階層性が反映していない、縮約項目、不均衡項目の存在が、いかに分類表としての論理性、透明性を妨げてきたか。また初学習者の理解を妨げてきたか、を思えば、可能であれば分類理論の基本に立ち帰った検討も必要ではないだろうか。